

食品用途発明の特許化に関する各国審査実務の明確な差異：法理的・実務的観点からの批判的検証報告書

Gemini 3 pro

1. 序論：グローバル食品市場における「用途」の価値と特許保護の非対称性

1.1 背景：機能性食品の台頭と知的財産権の衝突

現代の食品産業において、単なる栄養摂取を超えた生理学的機能（健康維持、疾病リスク低減、体調改善など）を有する「機能性食品」の開発競争は、かつてない激化を見せている。企業は新規成分の探索のみならず、既知の食品成分における新たな健康機能（「用途」）の発見に莫大な研究開発費を投じている。しかし、この「用途発明」に対する特許保護のあり方は、世界統一的な基準からは程遠いのが現状である。TRIPS協定やPCT（特許協力条約）による手続き面の国際調和が進む一方で、実体的な審査基準、特に「食品の用途」という概念の解釈においては、主要国間で埋めがたい法理的な亀裂が存在する。

本報告書は、「食品用途発明の特許化に関する各国の審査実務には明確な差異が存在する」という論説を、日本（JP）、米国（US）、欧州（EP）、中国（CN）、韓国（KR）の主要5庁（IP5）における最新の審査ガイドライン、判例法、および拒絶事例に基づき批判的に検証するものである。検証の結果、この論説は正当であるばかりか、実務家が直面する最大のリスク要因であることが明らかとなった。特に、物の属性発見を重視する「日本型」のアプローチと、方法としての実施を重視する「米国型」、そして医療行為の排除とスイス型クレームの運用が交錯する「欧州・中国型」の対立は、グローバルな特許ポートフォリオ構築において致命的な権利の欠落を招く要因となっている。

1.2 「用途発明」の本質的な法的不安定性

食品用途発明の最大の特徴は、対象となる物質そのもの（例：緑茶カテキン、クルクミン）は公知である点にある。特許法の大原則である「新規性」の要件に対し、物質が公知であるにもかかわらず、その「新しい使い方（用途）」に独占権を付与するか否かは、各国の特許制度の根幹に関わる哲学的な問いである。

日本や韓国では、用途の発見によって公知物質が「新たな属性」を帯び、別個の製品として市場に提供されるという擬制（fiction）を受け入れ、「用途限定付きの物」として特許を認める。対して米国では、物質は物質であり、用途が変わっても物質の構造が変わらなければ「物」としての新規性は生じないという厳格な物理的同一性説を探る。この根本的なスタンスの違いが、クレームドラフティングから実施例データの評価に至るまで、あらゆる審査局面に波及している。

本稿では、これらの差異を単なる「制度の違い」として列挙するのではなく、その背景にある法的ロジック(Inherent Anticipation、Plausibility、Enablementなど)を深掘りし、なぜ同じ発明が日本で特許になり米国で拒絶されるのか、その構造的要因を解明する。

食品用途発明におけるクレーム形式の国際比較

● 許容 / 推奨 (Allowed) ● 限定的 / 条件付 (Restricted) ● 禁止 / 困難 (Prohibited)

クレーム種別	米国 (US)	欧州 (EP)	日本 (JP)	中国 (CN)	韓国 (KR)
用途限定 プロダクト Product for Use	不可 (構造)	推奨 (EPC 2000)	推奨 (組成物)	不可	推奨 (基本)
使用方法 クレーム Method of Use	必須	非治療のみ	可能	非治療のみ	困難
スイス型 クレーム Swiss-type	不認可	禁止 (G2/08)	非推奨	有効 (推奨)	非推奨

主要国における機能性食品発明の許容クレームカテゴリーの比較。米国での方法クレームへの偏重と、日欧韓でのプロダクトクレームの許容、中国でのスイス型の有効性が対照的である。

データソース: 食品用途発明の各国出願における留意点, Managing IP, Drug Patent Watch

2. 法定カテゴリーの断絶: 物か方法か

食品用途発明における最も基礎的かつ決定的な差異は、その発明を「物(Product)」として保護できるか、それとも「方法(Method/Process)」としてしか保護できないかという点にある。これは権利行使の局面、特に侵害の捕捉範囲に直結する問題である。物の特許であれば、その物を製造・販売する行為を直接差し止めることができるが、使用方法の特許であれば、エンドユーザー(消費者)の行為が直接侵害となり、製造者は間接侵害(寄与侵害・誘導侵害)の法理を用いなければ責任を問えない場合が多いからである。

2.1 日本と韓国: 「物」としての保護とその拡張

日本と韓国は、用途発明を「物」として保護することに最も寛容な法域である。

日本:2016年審査基準改訂によるパラダイムシフト

日本では従来、食品の用途発明は医薬品用途発明と比較して特許性が認められにくい傾向にあつたが、2016年の特許・実用新案審査基準の改訂により、その地位が確固たるものとなつた¹。現在の審査実務では、「ある物の未知の属性を発見し、この属性により、その物が新たな用途に使用できることを見いだしたことに基づく発明」を用途発明と定義している¹。

- 用途限定の構成要件性: 請求項に記載された「二日酔い防止用食品組成物」という記載において、「二日酔い防止用」という部分は単なる希望や目的の記載ではなく、発明を特定するための重要な構成要件(限定事項)として扱われる。したがって、成分Aを含む食品が公知であっても、成分Aに二日酔い防止機能があることが知られていなければ、その用途限定によって新規性が肯定される。
- 実務的意義: これにより、出願人は「物を生産・譲渡する権利」を確保でき、競合他社が同じ成分を含む食品を「二日酔い防止」を謳って販売した場合、直接的な特許侵害を問い合わせやすくなる。

韓国:機能性食品における「用途」の構成要件化

韓国の実務も日本と類似しているが、食品の種類によって取り扱いが厳格に区別される点が特徴である。

- 機能性食品の特例: 一般食品の場合、公知の物質に新たな用途を見出しても、それによって物質の構造や組成が変わらなければ新規性は認められないのが原則である。しかし、「健康機能食品(Health Functional Food)」に関しては例外的に、その用途(機能)が構成要件として認められ、新規性を付与する要素となる¹。
- クレーム形式: 韓国では「用途」そのものをクレームのカテゴリーとすることは認められていない(例:「Xの用途」というクレームは不可)。必ず「Xのための食品組成物」といった物の形式か、方法の形式をとる必要がある¹。

2.2 米国:「方法」への強制とプリアンブルの無効化

米国特許法(35 U.S.C.)の下では、日本や韓国のような「用途限定付きの物」という概念は原則として認められない。これは、35 U.S.C. § 101が定める特許適格性のカテゴリー(プロセス、機械、製造物、組成物)に「用途」が含まれていないためである¹。

物の同一性と新規性否定

米国では、「古い物に新しい使い道を見つけても、物は古いままである」という考え方支配的である。例えば、成分Aを含む組成物が公知である場合、「二日酔い防止用の成分Aを含む組成物」というクレームを出願しても、審査官は「二日酔い防止用(Intended Use)」という記載は組成物の構造に何ら変化を与えないとして無視し、公知の成分Aと同一であるとして新規性を否定する(Anticipation)。これはMPEP(特許審査便覧)2111.02および2112において明確に規定されている¹。

- プリアンブル(前文)の効力: クレームの冒頭(プリアンブル)に記載された用途(例: "A composition for treating X...")は、それが発明の構造に不可欠な要素でない限り、権利範囲を限定しないと解釈される傾向が強い。これを打破するためには、その用途によって製品の形

状や構造が物理的に変化することを証明しなければならないが、食品の場合、それは極めて困難である。

方法クレームへの誘導とその脆弱性

結果として、米国で食品用途発明を権利化するためには、「方法クレーム(Method of Use)」を選択せざるを得ない(例: "A method of preventing hangover comprising administering component A...")。これは特許法100条(b)によって認められた形式である¹。しかし、方法クレームは権利行使において脆弱である。直接の侵害者(ステップを実施する者)は食品を摂取する消費者であり、消費者を訴えることは現実的ではない。特許権者はメーカーに対して「誘導侵害(Induced Infringement)」を主張する必要があるが、これにはメーカーが「特許された方法での使用を積極的に推奨した(ラベルに記載した等)」という意図の立証が必要となり、ハードルが高い⁵。

2.3 欧州:「特定用途向け製品」という妥協点

欧州特許庁(EPO)のアプローチは、日本と米国の中間に位置するが、極めて法技術的である。

- **EPC 2000条約の適用:** 欧州特許条約(EPC)第54条(5)は、公知の物質であっても、特定の治療用途(EPC第53条(c)に規定される方法における使用)については、その用途が新規であれば特許性を認める規定を置いている⁶。
- **クレーム形式:** 許容される形式は「Substance X for use in the treatment of disease Y(疾患Yの治療に使用するための物質X)」という「用途限定付き製品クレーム(Purpose-limited product claim)」である。これは形式上は「物」のクレームであり、米国のような方法クレームへの強制を回避しつつ、日本のような広範な用途保護とも異なる、厳格に定義された「治療用途」への限定的な保護を提供する。

3.「内在性(Inherency)」の壁:米国における死角

日米の審査実務の差異を決定づけるもう一つの重要な要素が「内在性(Inherency)」の法理である。これは、食品用途発明にとって特に致命的な拒絶理由となり得る。

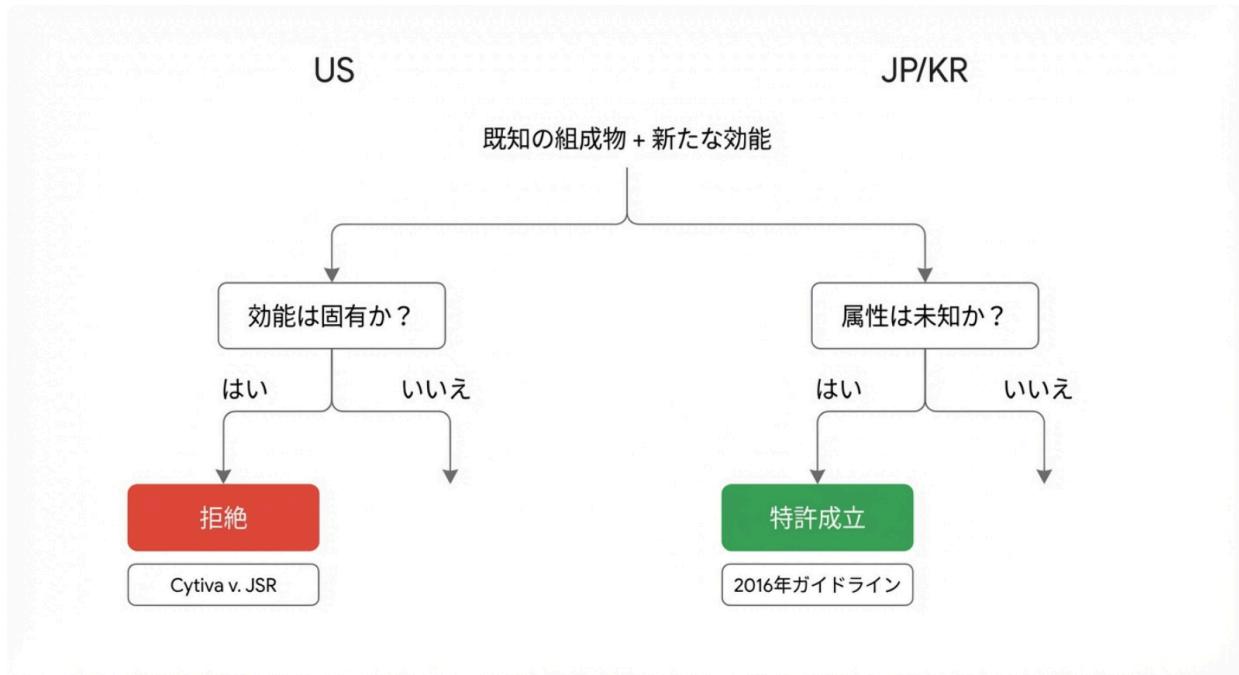
3.1 「発見」だけでは発明にならない米国

食品の機能(生理活性)は、その食品が本来持っている性質である。たとえ人類が長年その機能に気づいていなかったとしても、その食品を食べれば体内では常にその反応が起きていたはずである。米国の判例法(*In re Kao, King Pharmaceuticals, Cytiva*など)では、「先行技術において固有に(Inherently)存在していた特性を発見しただけでは、特許性は認められない」とされる⁵。

- **事例:** 例えば、ある既知のヨーグルトに「免疫賦活作用」があることを初めて発見し特許出願したとする。米国審査官は、「そのヨーグルトは従来から食べられており、食べた人の体内では当然に免疫賦活作用が生じていた(Inherent property)。あなたがそれを発見し、名前を付けたからといって、ヨーグルト自体が新しくなるわけでも、食べる行為が新しくなるわけでもない」として、新規性(Anticipation)または自明性(Obviousness)で拒絶する。
- **Cytiva判決(2024年)の影響:** 最近の連邦巡回控訴裁(CAFC)判決である*Cytiva

Bioprocess R&D AB v. JSR Corp.*において、裁判所は「機能的特性が内在的である場合、成功への合理的な期待(reasonable expectation of success)の分析は不要であり、クレームは自明(Obvious)である」という判断を下した⁹。これは、食品の機能性発見に基づく特許出願にとって、極めて高いハードルとなる。内在性が認定されれば、もはや「効果の予測困難性」を主張しても自明性を覆せない可能性があるからである。

The Inherency Trap: US vs. Japan/Korea Analysis



Decision pathways for a 'New Use of Known Food' claim. In the US (left), the path is blocked by the 'Inherent Anticipation' doctrine unless a structural change is made. In Japan/Korea (right), the 'New Attribute' discovery opens a path to patentability.

3.2 日本・韓国における「属性発見」の評価

対照的に、日本や韓国では、内在性は必ずしも新規性を否定しない。たとえその作用が客観的には以前から存在していたとしても、「その属性が知られておらず、その属性に基づく用途が新しい」ならば、発明として成立する¹。

- 未知の属性：日本の審査基準では、「未知の属性の発見」こそが用途発明の本質であるとされる。したがって、前述のヨーグルトの例でも、「免疫賦活」という属性が知られていないければ、それを限定した用途クレームは特許となる。これは、発明の技術的寄与を「物の物理的提供」だけでなく「新たな情報の提供(用途の教示)」にも認めるという実用主義的な立場である。

4. 治療的用途と非治療的用途の断絶：欧州・中国の特異性

食品用途発明において、対象とする用途が「治療(Therapeutic)」なのか「非治療(Non-therapeutic)」なのかという区分は、特に欧州と中国において致命的な意味を持つ。米国と日本ではこの境界線は比較的緩やか(あるいは別の法的論点に吸収される)だが、欧州と中国では法定の不特許事由に直結する。

4.1 欧州(EPO)：厳格な二分論とEPC 53(c)の壁

欧州特許条約(EPC)第53条(c)は、「人体または動物の体の処置のための外科手術、治療方法および診断方法」を特許の対象から除外している⁶。これは、医師の医療行為を特許権の効力から自由にするための公衆衛生上の政策である。

- 食品への適用リスク：機能性食品のクレームが「肥満の治療」「炎症の抑制」といった表現を含む場合、それは「治療方法」とみなされ、方法クレームとしては拒絶される。
- T 1916/19審決(抗菌作用)：EPOの審判決T 1916/19は、この問題の複雑さを浮き彫りにした。この事案では、抗菌組成物を皮膚に適用して体臭を防ぐ(非治療的・美容的)用途がクレームされた。審査部は、抗菌作用は必然的に病原菌の除去(治療的・予防的効果)を伴うため、非治療的用途と治療的用途が「不可分(inextricably linked)」であるとして拒絶した。しかし、審判部は、「健康な皮膚からニオイの原因菌を除去することは純粋に美容的であり、必ずしも治療的ではない」として、非治療的用途の独立性を認めた¹¹。
- 教訓：欧州では、クレームの文言だけでなく、そのメカニズムが治療行為と不可分かどうかが厳しく問われる。出願人は、明細書において「健康な対象(Healthy Subject)」への適用や「美容目的」であることを明確に区別して記載し、治療的効果と切り離せるロジックを用意しなければならない。

4.2 中国：スイス型クレームの生存と食品安全法

中国もまた、専利法第25条において「疾病的診断および治疗方法」を不特許事由としている¹⁴。しかし、中国の実務には欧州とは異なる独自の回避策が存在する。

- スイス型クレーム(Swiss-type Claim)：「疾患Yの治療のための薬剤の製造における物質Xの使用」という形式のクレームである。これは形式上は「製造方法」のクレームであるため、治疗方法の排除規定に抵触しないとされる。欧州ではEPC 2000の導入によりこの形式は廃止されたが、中国では依然として、既知物質の医薬用途(および治療的効果を持つ食品用途)を保護するための主要なツールとして機能している¹⁴。
- 食品と医薬品のジレンマ：中国では、特許実務と薬事規制(食品安全法)の間に緊張関係がある。特許明細書で「治療効果」を強調しすぎると、特許庁(CNIPA)はそれを医薬用途として審査し、スイス型クレームを要求する。しかし、ひとたび特許で「医薬用途」として権利化されると、今度は市販する際に食品として販売すること(食品安全法上の規制)との整合性が問われるリスクがある。食品として販売する製品について、特許では「薬剤の製造における使用」とクレームしている矛盾が生じるからである¹。

4.3 米国: 治療方法は特許可能だが...

米国では、35 U.S.C. § 101の下で「治療方法(Method of Treatment)」は適法な特許対象である。したがって、欧州や中国のように「治療か非治療か」でカテゴリーを変える必要はない。しかし、ここで問題となるのは「有用性(Utility)」と「自明性(Obviousness)」である。食品を摂取して健康になることはあまりに一般的であるため、特定の疾患治療をクレームした場合、審査官は「それは食品本来の栄養効果であり、当業者にとって自明である」あるいは「そのような劇的な治療効果があるという証明(データ)が不十分である(Lack of Enablement/Utility)」として拒絶する傾向が強い¹⁷。

5. 証拠の適格性とデータの質: 官能評価から臨床試験まで

審査実務の差異は、どのようなデータを証拠として認めるかという点でも顕著である。特に食品分野特有の「官能評価(味・香り)」データの扱いは、日本と米国で対照的である。

5.1 日本: 官能評価の受容

日本では、食品の風味や食感に関する発明において、パネルテストによる官能評価データが証拠として広く認められている。統計的な厳密さが求められる場合もあるが、専門家による定性的な評価や、比較的小規模なパネルの結果でも、発明の効果を裏付ける資料として採用されやすい¹。

- 事例研究(キノコ風味増強剤): テーブルマーク株式会社の事例では、グアニル酸とアデニル酸を含む組成物のキノコ風味増強効果について、日本では成分濃度を特定する補正と意見書による主張、そして官能評価データを根拠に特許が認められた¹。

5.2 米国: 統計的有意性と再現性の厳格化

一方、米国では官能評価データに対して極めて懐疑的である。主観的なデータは「信頼性に欠ける」とみなされやすい。

- 同事例の米国審査: 前述のテーブルマーク社の米国出願において、審査官は官能評価データの信頼性を厳しく追及した。パネラー数が4名と少なかったこと、評価結果にばらつきがあったことを理由に、データの臨界性や再現性を否定し、顕著な効果(Unexpected Results)を認めなかつた¹。
- 教訓: 米国で官能評価データを提出する場合、十分なサンプル数(n数)、盲検化、統計的有意差検定(p値など)を含む、科学論文レベルの厳密な試験設計が求められる。日本のような「食べてみて美味しいかった」レベルのデータでは通用しない。

5.3 欧州: G 2/21と「もっともらしさ(Plausibility)」

欧州では、出願後のデータ提出(Post-filing data)に関する要件が変化している。拡大審判部決定G 2/21により、出願後に提出された実験データが進歩性の根拠として認められるためには、出願当初の明細書からその技術的効果が「技術的に包含されている(encompassed by the technical teaching)」こと、すなわち出願時にその効果が**もっともらしい(Plausible)**と推認できることが要

件とされた¹⁹。

- 食品用途への影響：食品の健康効果について、出願時に単なる推測や一般的な記述しかない場合、後から臨床試験データを提出しても「出願時にはその効果はもっともらしくなかった（Plausibilityがない）」として却下されるリスクが高まった。少なくとも予備的なIn vitroデータや、メカニズムに関する詳細な記載が出願時に必須となる。

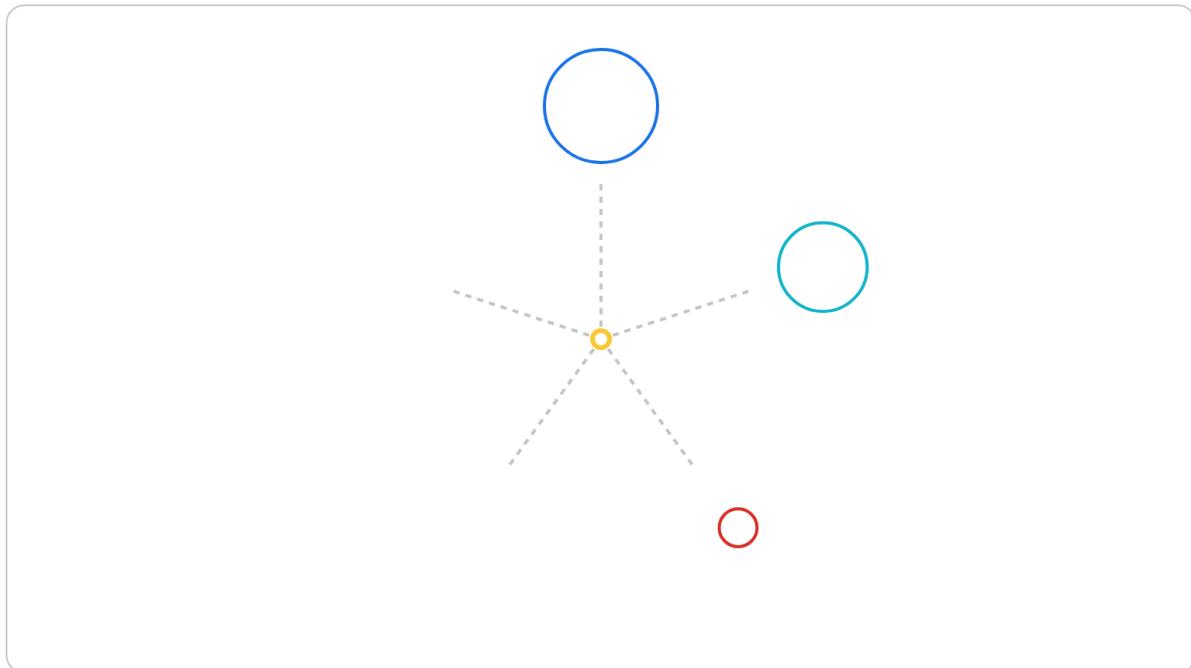
6. 各国別対応戦略：ケーススタディに基づく具体的指針

以上の分析に基づき、グローバル展開を目指す食品用途発明のクレームドラフトイングと出願戦略をまとめる。単一の「国際クレーム」を用意してPCT出願し、そのまま各国へ移行する手法は、高確率で失敗する。

世界のクレームドラフトティング戦略：1つの発明、5つの形式

国をクリックして詳細を表示

● 欧米 (Western) ● アジア (Asian)



上の図から国を選択して、推奨されるクレーム形式とリスクを確認してください。

「肝臓の健康のためのコーヒー抽出物」という仮想の発明が、日米欧中韓の審査実務に耐えうるために必要なクレーム変異（ミューテーション）。

Data sources: 食品用途発明の各国出願における留意点, [ManagingIP](#), [Carpmaels](#), [KWM](#)

6.1 日本・韓国・欧州向け戦略: 用途限定付き製品クレーム

これらの国では、物のクレームを維持することが最優先である。

- 日本・韓国: 「～するための食品組成物」という形式を採用する。明細書では、その用途が従来の知見から予測できない「未知の属性」に基づくものであることを強調する。
- 欧州: 治療的用途と非治療的用途を明確に分ける。
 - 治療的用途: 「疾患Yの治療に使用するための組成物X (Substance X for use in treating Y)」

- 非治療的用途:「美容のための組成物Xの使用(Use of X for cosmetic purpose)」または「非治療的なXの使用方法」
- 注意点:一つのクレームに両方を混在させると、全体が治療方法とみなされ拒絶されるか、不明確とされるリスクがある。

6.2 米国向け戦略: 方法クレームと構造的差異の探索

米国では製品クレームでの用途保護は諦め、方法クレームに特化するか、製品クレームにするなら構造的な違いを見出す必要がある。

- 方法クレーム:「組成物Xを摂取させることによるYの改善方法」とする。この際、従来の使用法(単なる食事)と区別するために、投与量、投与タイミング、特定の患者群(Patient Population)などの条件を限定し、内在性(Inherency)の拒絶を回避する。
- 製品クレームの可能性:もし可能であれば、有効成分の濃度、純度、他の成分との配合比率など、物理的な構造において先行技術と異なる点を特定し、用途限定に頼らない製品クレームを作成する。

6.3 中国向け戦略: スイス型クレームと用語の選択

中国では、医薬用途に該当する可能性が高い機能性食品については、迷わずスイス型クレームを採用する。

- 用語の注意: クレーム中では「薬剤の製造における使用」としつつ、明細書中ではその「薬剤」が機能性食品や保健食品の形態を取り得ることをサポートしておく。ただし、食品安全法との抵触を避けるため、最終製品のパッケージングやマーケティングにおける表現と特許の記載の整合性には細心の注意を払う必要がある。

7. 将来展望と結論

7.1 AI・データ駆動型発明への対応

2024年から2025年にかけて、中国国家知識産権局(CNIPA)や米国特許商標庁(USPTO)は、AI関連発明に関する新たな審査指針を相次いで打ち出している²²。食品分野においても、AIを用いた新規機能性成分の探索(マテリアルズ・インフォマティクス)が進んでいる。

- 新たな課題: AIが予測した機能性について、ウェットな実験データなしで特許化できるか?
 - 米国: Amgen判決後の実施可能要件(Enablement)の厳格化により、AIの予測だけでは不十分であり、実証データが強く求められる傾向にある。
 - 欧州: G 2/21の「もっともらしさ」基準により、出願時の明細書にAIの予測精度を裏付ける信頼性の高いデータやロジックが含まれていなければ、事後的なデータ提出も認められない可能性がある。

7.2 結論: 差異の認識から戦略的活用へ

「食品用途発明の特許化に関する各国の審査実務には明確な差異が存在する」という論説は、疑い

ようのない事実である。この差異は、単なる行政手続きの違いではなく、「発明とは何か」「公衆衛生と独占権のバランスをどう取るか」という各国の法哲学の相違に根差している。

実務家にとって重要なのは、この差異を嘆くことではなく、前提として受け入れることである。日本で特許になったからといって、そのまま米国や欧州に出願することは、権利放棄に等しい。初期段階から各国の「用途」の概念の違いを見据え、多様なクレームカテゴリー(物、方法、スイス型、用途限定物)を包含できる明細書を作成し、審査段階では各国ごとのロジック(属性論、内在性否定、治療/非治療の峻別)に切り替えて対応することこそが、グローバルな食品イノベーションを保護する唯一の道である。

引用文献

- ¹ *Comparative Study of Food Use Inventions* (Uploaded Document)
- ¹⁴ *China Patent Examination Guidelines (Swiss-type)*
- ⁶ *EP Second Medical Use (Art 54(5))*
- ⁴ *MPEP 2111 (Preamble Limitations)*
- ⁵ *MPEP 2112 (Inherency)*
- ¹⁹ *EPO Decision G 2/21 (Plausibility)*
- ²⁵ *USPTO Guidelines on Amgen v. Sanofi*
- ³ *Korea Health Functional Foods Act*
- ⁹ *Cytiva v. JSR (Inherency/Obviousness)*
- ¹³ *EPO Decision T 1916/19 (Therapeutic vs Cosmetic)*

引用文献

1. 食品用途発明の各国出願における留意点.pdf
2. Change in JPO's Examination Practice for Use-Limited Food/Drink ..., 2月 2, 2026 にアクセス、
https://www.seiwapat.jp/en_ip/change-in-jpos-examination-practice-for-use-limited-fooddrink-inventions.html
3. Statutes of the Republic of Korea, 2月 2, 2026にアクセス、
https://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawViewContent.do?hseq=49644
4. 2111-Claim Interpretation; Broadest Reasonable ... - USPTO, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s2111.html>
5. 2112-Requirements of Rejection Based on Inherency; Burden of Proof, 2月 2, 2026 にアクセス、
<https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s2112.html>
6. The continuing debate over second medical use patents, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://www.dennemeyer.com/ip-blog/news/the-continuing-debate-over-second-medical-use-patents/>
7. Use claims at the EPO for functional foods - Carpmaels & Ransford, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://www.carpmaels.com/use-claims-at-the-epo-for-functional-foods/>
8. Biopharma Patentees Must Navigate Inherent Obviousness, 2月 2, 2026にアクセス、

<https://www.sternekessler.com/news-insights/insights/biopharma-patentees-must-navigate-inherent-obviousness/>

9. Federal Circuit Makes Inherency an Easier Path to Obviousness, 2月 2, 2026にアクセス、<https://patentlyo.com/patent/2024/12/circuit-inherency-obviousness.html>
10. The Silent Treatment: The EPO's approach to non-therapeutic ..., 2月 2, 2026にアクセス、
<https://www.dehns.com/insights/the-silent-treatment-the-epos-approach-to-non-therapeutic-methods-encompassing-therapeutic-effects/>
11. Therapeutic or cosmetic? Patent strategies for dual-use innovations, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://pharmaphorum.com/market-access/therapeutic-or-cosmetic-patent-strategies-dual-use-innovations>
12. Nootropics revolution – patentability in the UK and EU, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://www.mathys-squire.com/insights-and-events/news/nootropics-revolution-patentability-in-the-uk-and-eu/>
13. Protecting non-therapeutic methods at the EPO - Mathys & Squire LLP, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://www.mathys-squire.com/insights-and-events/news/protecting-non-therapeutic-methods-at-the-epo/>
14. China's developing approach to Swiss-type claims, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://www.managingip.com/article/2a5cix6y2jvsd20m6udxc/chinas-developing-approach-to-swiss-type-claims>
15. Enforcing Medical-Use Patents in China – Challenges and Insights, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://www.kwm.com/cn/en/insights/latest-thinking/enforcing-medical-use-patents-in-china-challenges-and-insights.html>
16. FAIRS Country Report Annual - USDA Foreign Agricultural Service, 2月 2, 2026にアクセス、
https://apps.fas.usda.gov/newgainapi/api/Report/DownloadReportByFileName?fileName=FAIRS%20Country%20Report%20Annual_Beijing_China%20-%20People%27s%20Republic%20of_CH2025-0060.pdf
17. How many use claims does it take to protect a functional food?, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://www.carpmaels.com/how-many-use-claims-does-it-take-to-protect-a-functional-food/>
18. Inherency Arguments in Method of Treatment Patent Claims at the ..., 2月 2, 2026にアクセス、
<https://ipwatchdog.com/2018/05/09/inherency-arguments-method-treatment-patent-claims/>
19. EPO decision G 2/21: new framework on patent plausibility ... - Pons IP, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://ponsip.com/en/ip-case-law/epo-decision-g-2-21-new-framework-on-patent-plausibility-and-inventive-step/>
20. Reliance on a purported technical effect for inventive step, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://information.patentepi.org/issue-1-2024/plausibility-after-g-2-21.html>

21. Press Communiqué of 23 March 2023 on decision G 2/21 of ... - EPO, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://www.epo.org/en/law-and-practice/boards-of-appeal/communications/press-communique-23-march-2023-decision-g-221>
22. China Patent Examination Guidelines 2026 | epo.org, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://www.epo.org/en/searching-for-patents/helpful-resources/patent-knowledge-news/china-patent-examination-guidelines>
23. China: CNIPA Issued Interpretation of the Revision of the Patent ..., 2月 2, 2026にアクセス、<https://mmlcgroup.com/china-patents-2025/>
24. Reviewing 2024's Crucial Patent Law Developments | JD Supra, 2月 2, 2026にアクセス、
<https://www.jdsupra.com/legalnews/reviewing-2024-s-crucial-patent-law-3645919/>
25. Guidelines for Assessing Enablement in Utility Applications and ..., 2月 2, 2026にアクセス、
<https://www.federalregister.gov/documents/2024/01/10/2024-00259/guidelines-for-assessing-enablement-in-utility-applications-and-patents-in-view-of-the-supreme-court>